

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,191人」を「4,145人」に、「1,737人」を「1,783人」に、「15人」を「19人」に、「9,388人」を「9,410人」に、「15,331人」を「15,357人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。